

第16期 第34回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 令和2年 3月27日(金) 午後1時30分～午後3時44分

2 場所： 豊見城市役所 3階第3会議室

3 出席農業委員数： 7 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	欠席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	出席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	出席

総会に参加した農地利用最適化推進委員
(※推進委員は出席委員数にカウントしない)

東部地区		
西部地区		

4 欠席農業委員数： 1 名

5 農業委員会事務局職員

局 長： 浜本 亨 班 長： 赤嶺 文隆

主 査： 仲宗根 翔 主任主事： 座安 省吾

6 議事録署名委員： 名嘉眞 朝仁 ・ 本底 広彦

7 現場調査日時： 令和2年 3月27日(金) 午後1時34分～午後3時15分

8 現場調査数: 8 件

9 付議すべき案件

報告第 205 号	農地転用後の利用状況の報告について
報告第 206 号	転用許可に係る工事の進捗状況報告について
報告第 207 号	転用許可に係る工事の完了報告について
報告第 208 号	転用許可に係る工事の復元完了報告について
報告第 209 号	現況証明願について
報告第 210 号	確認願について
報告第 211 号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告第 212 号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
議案第 112 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 113 号	農地転用事業計画変更承認申請について
議案第 114 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第 115 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について

10. 会議の内容

会長

第16期豊見城市農業委員会第34回総会を開会いたします。

(午後1時30分) 開会

会長

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

会期は、本日1日限りといたします。

本日の出席委員は8名中7名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第5番委員の名嘉眞朝仁委員と第6番委員の本底広彦委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の赤嶺班長及び仲宗根主査を指名いたします。

本日提案された議事等については、現場調査8件のほかに、農地パトロールを行ってから審議に移りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

ではご異議ないようですので、ただいまから現場調査のため、一時休憩をいたします。

休憩(現場踏査) 午後1時34分

再開 午後3時15分

会長

再開します。

現場調査、大変お疲れさまでした。

では、これより報告案件に入ります。初めに報告第205号について、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案書の2ページをお開きください。

報告第205号「農地転用後の利用状況の報告について」

1件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第205号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手

して質疑をお願いいたします。
進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 206 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 4 ページをお開きください。
報告第 206 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」
2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご
報告いたします。
以上です。

会長 では、ただいまの報告第 206 号について委員の質疑を許します。質疑のある方
は挙手をお願いいたします。
ここも進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 207 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 6 ページをお開きください。
報告第 207 号「転用許可に係る工事の完了報告について」
3 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご
報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 207 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 208 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 8 ページをお開きください。

報告第 208 号「転用許可に係る工事の復元完了報告について」

1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 208 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、次に報告第 209 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 10、11 ページをお開きください。

報告第 209 号「現況証明願について」

12 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 209 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

ここも進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、次に報告第 210 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 13 ページをお開きください。

報告第 210 号「確認願について」

1 件ございました。事務局長専決により願出書を受理いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 210 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

ここも進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、報告第 211 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 15 ページをお開きください。
報告第 211 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」
2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告
いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 211 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
してお願いいたします。
進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、報告第 212 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 17 ページをお開きください。
報告第 212 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」
2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたのでご報告
いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 212 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手
してお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に議案案件に移ります。初めに議案第 112 号について審議します。事
務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 112 号について説明いたします。議案書の 19 ページをお開き
ください。

議案第 112 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、2 件の申請がございました。

まず整理番号 1 番につきまして、議案書の 21 ページをお開きください。申請がありました豊見城市字伊良波先祖原 361 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。整理番号 2 番につきまして、議案書の 23 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字伊良波浜原 674 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。

会長

事務局の説明が終わりました。

これより審議に入ります。議案第 112 号は 1 件ずつ審議します。それでは整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(7 番委員挙手)

7 番委員

1 番、2 番は別々？ 別々でいいか。300 日、会社役員。今は何をつくっているのか、わかります？ ほかにもあるんだよね？

事務局

お答えします。今、現在経営地として渡嘉敷の農用地のほうにハウスがあります。一応本人に連絡せずにその圃場を見に行ったときに、たまたま本人は農作業をしていたのですけれども、そのときはタマネギとかニンジンとか。あとはハウスがあつて、余った土地にタマネギとか、ニンジンとかああいうのが結構並んでいて、中はちょっと作目は忘れてしまったのですけれども、一応ハウスの中自体は全部野菜が入っていました。

7 番委員

これは許可後の耕作面積は、3,097 m²というのは、今回の申請が 1,780？ 2カ所で。

事務局

そうですね。

7 番委員

でしょう。残りは、そのハウスというところで。

事務局

そうですね、はい。そういうことです。19 ページの表の右から 4 番目が今現在耕作しているところの面積、1,317 m²になっています。

7番委員

そういうことか。わかりました。

会長

ほかにいらっしゃいませんか。

では、これより採決に移りたいと思います。整理番号1番について、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号1番は許可することに決定します。

では、次に整理番号2番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号2番について、農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号2番は許可することに決定しました。

では、次に議案第113号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の25ページをお開きください。

議案第113号「農地転用事業計画変更承認申請について」

1件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件について、ご説明します。

整理番号1番につきまして、32ページをお開きください。当初計画の内容としまして、土地の所在地は名嘉地南ヌ原259番55、転用目的は資材置場。譲渡人から譲受人への所有権移転を伴う転用計画となっておりました。変更内容としましては、土地所在地は変わらず名嘉地南ヌ原259番55ではありますが、隣地名嘉地南ヌ原259番56を含めた事業計画面積を拡大し、転用目的を資材置場・駐車場へ変更となります。当該申請につきましては、各判断基準には該

当しないため、承認要件を全て満たしていると考えられます。
議案第 113 号について説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。
これより審議に入ります。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
ではよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

質疑なしと認めて、これより採決に移ります。
議案第 113 号について、事業計画変更承認基準を満たすと考えられることから、変更承認相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、議案第 113 号は変更承認相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。
では、次に議案第 114 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 34 ページをお開きください。
議案第 114 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」
5 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件について、ご説明します。
整理番号 1 番につきまして、40 ページをお開きください。申請のあった土地は、上田西後原 392 番 1、転用目的は中古車両置場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
次に整理番号 2 番につきまして、46 ページをお開きください。申請のあった土地は、真玉橋東原 476 番 1 及び 476 番 3、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
次に整理番号 3 番につきまして、52 ページをお開きください。申請のあった土地は、饒波東原 298 番 2、転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 4 番につきまして、58 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根南浜崎原 515 番 4、転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 5 番につきまして、64 ページをお開きください。申請のあった土地は、上田西後原 393 番、転用目的は中古車両置場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。また、整理番号 1 番と 5 番は隣接しており、転用後に同一企業へ貸し出す一体利用案件となります。

議案第 114 号について説明は以上です。

会長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

これより審議に入ります。議案第 114 号は 1 件ずつ審議します。それでは整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 1 番について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

これも採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では整理番号 2 番について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 3 番について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

では、次に整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決いたします。

整理番号 4 番について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

それでは、次に整理番号 5 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

では、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 5 番について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 5 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
では、次に議案第 115 号について事務局の説明をお願いいたします。

6 番委員 休憩をお願いします。

会長 休憩します。

休憩 午後 3 時 36 分
再開 午後 3 時 37 分

会長 次に議案第 115 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 66 ページをお開きください。
議案第 115 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」
3 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それ
では申請案件について、ご説明します。
整理番号 1 番につきまして、72 ページをお開きください。申請のあった土地は、
饒波溝原 805 番 1 及び 806 番 1、転用目的は作業場。当該申請地は農地法第 5
条第 2 項第 1 号には該当し、不許可の例外規定に当てはまらないことから、許
可要件を満たしていないと考えられます。
次に整理番号 2 番につきまして、78 ページをお開きください。申請のあった土
地は、饒波東原 304 番 7、転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第
2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
次に整理番号 3 番につきまして、84 ページをお開きください。申請のあった土
地は、名嘉地南ヌ原 259 番 56、転用目的は資材置場・駐車場。当該申請地は
農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしている
と考えられます。また、当該農地は議案第 113 号で審議いただいた土地と隣接
しており、転用後に同一企業へ貸し出す一体利用案件となります。
議案第 115 号について説明は以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。
これより審議に入ります。議案第 115 号は 1 件ずつ審議します。それでは整理
番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願
いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移りたいのですがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項第 1 号に該当することから、不許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番は不許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。
では、次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、これより採決に移ります。整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
では、次に整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。
質疑なしと認めて採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

以上をもちまして、本日提案の議事日程を全て終了いたしました。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきまして、ありがとうございました。大変お疲れさまでした。

令和 2 年 3 月 27 日（金）

午後 3 時 44 分終了

議事録署名委員

会長

瀬長 澄子 

5 番委員

嘉真 朝仁 

6 番委員

本底 宏彦 